

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

第一章 総則

第一条（名称）

本委員会は、大阪産業大学学生自治会執行委員会（以下、本委員会）と称す。

第二条（所在地）

本委員会は、大阪産業大学学生自治会（以下、本会）内に置く。

第三条（目的）

本委員会は、大阪産業大学学生自治会会則第二十五条に定められた職務を遂行することを目的とする。

第四条（活動）

本委員会は、大阪産業大学学生自治会会則ならびに本委員会規則およびこれに基づく規約の定めるところにより活動する。

第二項 本会に所属する学生団体の運営の支援および管理を行う。

第五条（名称使用の制限）

大阪産業大学（以下、本学）の内外を問わず、本会および学生自治会執行委員会（以下、本会の執行機関）ならびに本会の執行機関の設置する機関の名称もしくは略称を当該機関の長の書面による許可を受けずに使用することは禁ずる。

第二章 構成員

第六条（構成員）

本委員会の構成員は、大阪産業大学学生自治会会則第五条に定める会員の中から会長が任命する。

第二項 本会の役員は本委員会の構成員とする。

第七条（定員）

本委員会及び本委員会の設置する機関の構成員は、その総数が本会会員の百分の五を越えない範囲とする。

第八条（任期）

本委員会の構成員の任期は、本委員会が定める書面に記された加入年月日より卒業予定年次の十二月三十一日までとする。

第二項 本規則第六条第二項に基づく構成員の欠員補充は、残任の期間とする。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

第九条（身分保証）

本委員会の構成員は、本規則で定められた場合を除き任期途中で解任されない。

第十条（守秘義務）

本委員会の構成員は、会務の遂行上得た情報についてこれを漏らしてはならない。

第十一条（役職）

本委員会は、次の各号に定める役職を置く。

1. 委員長（一名）
2. 副委員長（一名）
3. 会計（一名）
4. 委員

第二項 前項に定める役職の職務は次の各号に定める通りとする。

1. 委員長

委員長は本会会長がこれに就くものとする。本委員会を代表し、本委員会の会務の執行において必要な判断を行い、その最終的責任を負う。

2. 副委員長

副委員長は本会副会長がこれに就くものとする。本委員会の会務を執行し、委員長に事故のある時はその職務を代行する。

3. 会計

会計は本会会計がこれに就くものとする。本委員会の会計およびこれに関する職務を執行する。

4. 委員

本規則およびこれに基づく規約に定めるところにより本委員会を運営する。

独立団体構成員

第十四条に示す独立団体の構成員であり、各団体の規則や活動方針に則り活動を行う。

第十二条（解任）

本委員会の構成員は次の各号に定める場合、本委員会委員長によって解任される。

1. 本人が辞意を表明し、本委員会委員長が承認した場合。
2. 構成員の三分の二以上の賛成により解任が決議された場合。
3. 学生大会において過半数の賛成により解任が決議された場合。
4. 本規則第二十七条の各号に該当する場合。
5. 離反した場合。

第三章 組織構成

第十三条（内部組織）

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

本委員会は次の各号局をもって構成する。

1. 総務局
2. 出版局
3. 渉外局
4. 広報局
5. 会計局

第二項 前項に定める局の職務負担は、次の各号に定める通りとする。

1. 総務局

- ① 本会の会則に定める活動目的の範囲内で実施する各種行事等の企画立案。
- ② 本会および本委員会の活動上必要な会務の取り扱い。
- ③ 本会公認サークル規約に基づく学生団体の運営の支援および管理。

2. 出版局

本会会則において定める活動目的の範囲内で製作する各種出版物の編集および発行。

3. 渉外局

本学外の団体との折衝。

4. 広報局

本会が実施する各種行事等及び本学の団体活動の広報活動。

5. 会計局

本会会則の第七章にあるところの本会会計が義務、権利を有する事項および活動費についての業務を本会会計の主導および責任のもと本会会計と局員はその業務を行う。

第十四条（各種行事業務）

本委員会は次の各号行事をもって業務を遂行する。

1. リーダースキャンプ
2. 新入生歓迎会
3. 新入生交流イベント AMIGO
4. ワンコインバスツアー
5. スポーツ大会
6. 資格支援プロジェクト
7. 黎明
8. 卒業アルバム

第二項 前項に定める行事の職務負担は、次の各号に定める通りとする。

1. リーダースキャンプ

各課外活動団体へ向けた会計職務の説明会の実施作業。

2. 新入生会歓迎会

新入生（学部生）に向けたクラブ勧誘、パフォーマンス活動の実施作業。

3. 新入生交流イベント AMIGO

新入生（学部生）に向けた交流企画の実施作業。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

4. ワンコインバスツアー

在学学部生に向けた学外観光型企画の実施作業。

5. スポーツ大会

在学学部生に向けた運動競技企画の実施作業。

6. 資格支援プロジェクト

資格獲得者（在学学部生）に向けた支援活動の実施作業。

7. 黎明

新入生（学部生）に向けた情報冊子の作成作業。

8. 卒業アルバム

大阪産業大学後援会と協力して行う本学の卒業生に対し配布する卒業記念アルバムの作成作業。

第十五条（設置機関）

本委員会は、専任機関および独立機関を設置する。

専任機関

1. 体育会本部
2. 文化会本部

独立機関

3. 大学祭実行委員会
4. 赤十字ボランティア

第二項 前項に定める機関の職務および権限は次の通りとする。

1. 体育会本部
主として体育会活動を行う学生団体の活動の支援及び管理。
2. 文化会本部
主として文化会活動を行う学生団体の活動の支援及び管理。
3. 大学祭実行委員会
本学大学祭の企画立案及び運営。
4. 赤十字ボランティア
本会の会員に対する奉仕的活動意識向上の推進。

第三項 第一項に定める機関の運営は機関毎に定める規約によるものとする。

第四項 第一項に定める機関の長は、その運営の報告を本委員会より要求があった際に行なう。

第五項 体育会本部、文化会本部、大学祭実行委員会、赤十字ボランティアを一括して独立団体と呼称する。

第六項 独立団体が同条の第二項に定める職務の遂行が困難と判断された場合、本会及び評議会がその職務を当該年度末まで代行する。またこの際当該団体の有する権限は本会及び評議会が有するものとする。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

第四章 学生団体

第十六条（定義）

本会の認めた学生団体は本会会則に定めるほか次の各号に定める通りとする。

1. 本会会員が特定の目的を持って結成した集団。
2. 本会が本会会則もしくはこれに基づく規則によって設置する機関。

第十七条（権利）

本会の認めた学生団体はその活動に際し必要な経費に対する補助を本会から受けることができる。ただし、本会公認サークルは本会公認サークル規約に基づく。

第二項 本会の認めた学生団体はその活動に際し必要な本学の施設ならびに物品を平等に使用する権利を有する。

第十八条（所属）

本会の認めた学生団体はその活動内容に応じ、第十四条に定める本委員会の設置する機関に所属するものとする。

第十九条（代表者会議）

本会の認めた学生団体の代表者は、学生団体間の諸問題の解決並びに意見交換を実施するため、当該学生団体の所属する機関ごとに年一回以上の代表者会議を実施する。

第二十条（報告）

本会の認めた学生団体は、毎年一回以上、学生団体の現状に関する報告を本会に対し提出しなければならない。

第二項 報告の提出に関する詳細は別に本委員会委員長がこれを定める。

第五章 会計

第二十一条

会計にあるところの業務については、本会会計及び本委員会会計局がその業務にあたり、責任を持つ。また独立団体に関わる会計業務については独立団体の各会計担当者がその業務にあたり責任を持つ。

第二十二条（予算）

本会の予算は本委員会が予算案を作成し、学生大会の承認を得なければならない。

第二項 学生大会の承認を受けなければならない項目は次の通りとする。

1. 本会ならびに本委員会の設置する機関の運営費。
2. 本会に所属する学生団体への給付金。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

3. 本会に所属しない団体もしくは機関への拠出金。

4. 次年度繰越金。

第三項 本会の執行機関の予算案の作成は本会会計の監督、責任のもと本委員会が実施する。

第四項 予算案の作成に先立ち本委員会の設置する各機関は本委員会に対し概算要求書を提出しなければならない。また、本会会長ならびに本会会計は提出を要求する権限を有する。

第二十三条（管理）

本会会則第三十三条に基づき、活動費は本会会長の最高責任の下管理され、本会会計は学生大会にて承認を得た予算をもとに活動費を適切に運用する。

第二十四条（会計書類）

本会会則第三十四条に基づき、執行委員会の業務における各予算案、各請求書、各領収書等の会計書類を管理、保存、処理しなければならない。

第二十五条（資金移動）

本会ならびに独立団体は三十万円を超える範囲での資金の運用する場合または、次に記す専用口座の預金が不足する場合に学生部次長ならびに外部税理士による承認を必要とする。また、三十万円以内の資金については三十万円以内を専用の口座を開設しそこに預金し管理する。専用口座の資金が不足し、新たに資金を専用口座に預金する場合にも学生部次長ならびに外部税理士による承認を必要とする。

第二十六条（決算）

本会ならびに次の各号に定める機関の決算は帳簿を本会会計監査委員会に提出した上で学生大会の承認を受けなければならない。

1. 体育会本部
2. 文化会本部
3. 大学祭実行委員会
4. 赤十字ボランティア

第二項 前項以外の学生団体の決算は、本会会計監査委員会が本会会計監査委員会規則に基づき実施する監査を受けることにより学生大会の承認を受けたものとみなす。

第六章 運営

第二十七条（運営原則）

本委員会の運営は、本委員会の構成員による執行委員会運営会議の決議による。

第二項 執行委員会運営会議は執行委員会構成員の過半数の出席を以って成立する。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

第三項 執行委員会運営会議の議長は本委員会委員長が任命した者がこれを行う。

第二十八条（休部制度）

本委員会の構成員が次の各号に該当する場合、本会会長の最高責任の下休部の判断が下され、適切な処置が執行される。

1. 本会の構成員が体調不良により職務を遂行できない場合。
2. 本会の構成員より要請があり、委員長が正当と判断した場合。

第七章 罰則

第二十九条（構成員）

本委員会の構成員が次の各号に該当する場合、本委員会委員長が解任およびその他状況に応じて適切な処罰の執行ができる。

1. 本委員会委員長の許可なく引き続き三ヶ月以上の期間に渡って職務を遂行しなかった場合。
2. 本会会則、本委員会規則およびこれに基づく規約に違反した場合。
3. 破壊活動防止法および暴力団対策法に定められた各種団体の構成員である事が判明した場合。
4. 本会もしくは本委員会の名をもって政党、政治団体もしくは宗教団体の活動に参加したことが判明した場合。
5. 日本国の法律の定める所により、禁固以上の刑を受けた場合。
6. 本会会長、本会副会長及び本会会計が責任と権利を有する業務に関わる、本会ならびに本委員会の機密事項、機密文章を許可なく持ち出し私的に利用したり、漏洩させたりした場合。
7. 個人情報に関わる情報を許可なく持ち出し私的に利用したり、漏洩させたりした場合。
8. 本会の備品を破壊、窃盗した場合。
9. 本委員会の構成員としてふさわしくない行為を行ったと本委員会委員長が認めた場合。

第八章 補則

第三十条（異議申し立て）

本会の執行機関ならびに本会の執行機関の設置する機関が行う命令、決議および会務に関するその他の行為について、異議のある本会の会員ならびに本会の認める学生団体は、当該の命令や、決議および会務に関するその他行為に対する異議を本会会長に申し立てる事ができる。

第二項 本会の会長は前項の申し立てがあった場合、当該の命令、決議および会務に関するその他の行為が本会会則ならびにこれに基づく諸規則に反していないかを調査し、適切な処置を行わなければならない。

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

第三十一条（権限の委任）

次に定める会務に関する権限については、本会会則ならびに本委員会規則の定めに関わらず。その他の行為について本委員会の設置する各機関がこれを行行使す。

第二項 本会の会計に関する権限のうち第一号に関する事項。

1. 会費の徴収は当該会員の授業料等納付時に本学に委託してこれを行う。

第三項 学生団体の活動の支援および管理に関する権限のうち次の各号に関する事項。

1. 本会会則第二十八条および第二十九条に関する会務は当該学生団体の所属、もしくは所属を願い出た体育会本部もしくは文化会本部の長がこれを行う。

2. 会計監査委員会規則の定める範囲において本委員会の設置する各機関は機関毎に定められた規約に基づき本会会則第三十八条を執行する事ができる。

第三十二条（代行権限者）

本会会則およびこれに基づく諸規則において定める本会の会務を執行する者に事由があつて会務が執行できない場合、次の各項に定める者が該当者に代つて会務を執行する。

第二項 本会の会長ならびに副会長に事故があつて本会の会務を執行できない場合、本委員会運営会議によって議決された者がこれを代行する。

第三項 本会の会計に事故があつて会務を執行できない場合、本委員会運営会議によって決議された者がこれを代行する。

第四項 本会執行機関に事由があつて会務を執行できない場合、本会ならびに本会の設置する執行機関の会務は本委員会の設置する機関の長による集団がこれを代行する。

第三十三条（合意管轄裁判所）

本会会則、これに基づく規則、規約、命令、決議および会務に関するその他の行為について、本会と係争の要が生じた際は、本会所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第三十四条（兼部の禁止）

本会会員は、所属本部の規約に基づき自分の所属している部活動以外の本会傘下の学生団体（本会公認サークルおよび独立団体を除く）に所属してはならない。

第三十五条（兼部の特別許可）

本会会長および所属本部の長に書面による特別許可を要求し、本会会長および所属本部の長が認めた場合にのみ団体の兼部を認める。

第二項 原則として、次の各号の要件を全て満たしている場合のみに認める。

1. 所属本部の規則を満たしているが、部員数不足で試合や大会の出場条件である人数に満たない場合。

2. 所属本部が開催している会議等に参加していること。

3. その他、本会会長および所属本部の長が定めるものに満たしている場合。

第三項 認める場合は当該の本会会員に対し、書面による通知を本会会長が行わなければならない

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

ない。

第九章 附則

第三十六条（改正）

本規則の改正は、本会会則第三十九条に基づき学生大会において出席者の過半数の承認を必要とする。

第三十七条（経過規定）

本規則施行に際し旧会則からの移行に必要な事項ならびに事務手続きは別に本会会長が告示する。

第三十八条（施行期日）

本規則は平成二十三年四月一日より有効とする。

施 行	昭和四十年四月一日
改 正	平成二十三年六月二十六日
	平成二十四年六月十五日
	平成二十五年六月二十一日
	・他規約との照らし合わせにより、条約番号の訂正
	・第八条第二項 「本規則」の追加
	・第十一条第四項 「会計補佐および」の追加
	・第十二条第二項 削除
	・第二十三条 削除

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

- ・第二十三条削除により第二十三条以下、条約番号の訂正
- ・第二十五条 削除
- ・第三十三条 有効日付の変更

平成二十六年六月二十日

- ・第二十七条第三項第一号 条約番号の訂正
- ・第三十三条 有効日付の変更

平成二十八年五月二十日

- ・第十二条第一項第四号の文言および条約番号を改正
- ・第十三条 「アルバム局」を追加
- ・第十四条 号番号の改正および項番号の改正
- ・第二十七条（権限の委任） 条約番号を第二十五条に改正
- ・第二十七条第二項第一号 「入学もしくは編入時」を「授業料等納付時」に改正
- ・第二十八条（代行権限者） 条約番号を第二十六条に改正
- ・第二十九条（細則） 条約番号を第二十七条に改正
- ・第三十条（合意管轄裁判所） 条約番号を第二十八条に改正
- ・第三十一条（改正） 条約番号を第二十九条に改正
- ・第三十二条（経過規定） 条約番号を第三十条に改正
- ・第三十三条（施行期日） 条約番号を第三十一条に改正および有効日の改正

平成三十年七月十日

- ・第十三条「各二局」から「各五局」に変更
- ・第十三条「総務局」「渉外局」「広報局」「会計局」を追加
- ・第十三条第二項各局の文言の追加
- ・第十四条専任機関から「アルバム局」の削除および各機関の番号の修正

令和一年六月二十五日

- ・第十一条（役職）会長（副会長、会計）が委員長につくものとする
独立団体構成員を追加。
会計補佐、総務の削除
- ・第十二条（内部組織）第二項 会計局の詳細を改正
- ・第十四条（設置機関）第五項第六項の追加
- ・第二十条 を追加
- ・第二十一条（予算）第四項 また、本会会長並びに本会会計は提出を要求する権利を有する
- ・第二十二条（管理） を追加
- ・第二十三条（会計書類） を追加
- ・第二十四条（資金移動） を追加

大阪産業大学学生自治会執行委員会規則

- ・ 第二十五条（決算） 一部訂正
- ・ 第二十七条（構成員） 6、7、8を追加
- ・ 第二十条以降の各規則番号の訂正

令和五年七月十一日

- ・ 第十三条（内部組織） を改訂
- ・ 第十四条（各行事業務） を追加
- ・ 第二十八条（休部制度） を追加